

議案第 1 1 2 号

飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方公務員法の改正、宿泊料の支給区分の見直し等に伴う改正

飛驒市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市職員等の旅費に関する条例（平成16年飛驒市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第4項中「実費弁償として」を削り、同条第5項中「。以下この条において同じ」を削り、同条第6項中「旅費の支給を受けることができる者」の次に「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を加える。

別表第1 1 宿泊料及び食卓料の表中「県外」を「甲地方」に、「県内」を「乙地方」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方の区分については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例による。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 3 上級者に同行の場合、宿泊料は上級者と同額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第4項の改正規定及び別表第1の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

飛驒市職員等の旅費に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条・第2条 略 (旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条第2号から第5号まで若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となった場合には、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。 4 職員又は職員以外の者が本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人等として旅行した場合には、その者に対し、<u>実費弁償</u>として旅費を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。<u>以下この条において同じ。</u>)が、その出発前に次条第3項の規定による旅行命令又は前項の規定による旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項又は第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者_____が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。 7 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (旅費の支給) 第3条 略 2 略 3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号_____若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは_____、前項の規定にかかわらず同項の規定による旅費は支給しない。 4 職員又は職員以外の者が本市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人等として旅行した場合には、その者に対し、_____旅費を支給する。 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む_____。)が、その出発前に次条第3項の規定による旅行命令又は前項の規定による旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更(取消しを含む。以下同じ。)され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。 6 第1項、第2項又は第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。 7 略</p>

第4条～第25条 略
附則 略

別表第1(第14条、第16条―第17条の3、第19条関係)内国旅行の旅費
1 宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
	県外	県内	
市長等	13,100円	11,800円	2,600円
その他の職員	10,900円	9,800円	2,200円

備考

1 上級者に同行の場合、宿泊料は上級者と同額とする。

以下 略

第4条～第25条 略
附則 略

別表第1(第14条、第16条―第17条の3、第19条関係)内国旅行の旅費
1 宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
	甲地方	乙地方	
市長等	13,100円	11,800円	2,600円
その他の職員	10,900円	9,800円	2,200円

備考

- 1 宿泊料の欄中甲地方及び乙地方の区分については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の規定の例による。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。
- 3 上級者に同行の場合、宿泊料は上級者と同額とする。

以下 略

飛騨市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (案) 要旨

1 改正の趣旨

地方公務員法の改正、宿泊料の支給区分の見直し等に伴う改正

2 改正の内容

(1) 地方公務員法第16条引用箇所の改正

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条が改正され、一般職の職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができる者の欠格事由から「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことに伴い、当該条項の引用箇所を改正する。（第3条関係）

(2) 職員以外の者への旅費支給方法の見直し

研修講師等へは、これまで実費弁償として旅費を支給していたが、職員と同様の旅費算定方法に改める。（第3条関係）

(3) 宿泊料の支給区分の見直し

宿泊料の支給額を「県内、県外」の2区分で定めていたが、国家公務員に準拠するため国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第一に準じ「甲地方、乙地方」の2区分に改める。（別表関係）

甲地方・・・東京都の特別区、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市、川崎市、福岡市、広島市、千葉市、さいたま市、堺市、相模原市
乙地方・・・甲地方以外の地域

3 施行日 (1) 公布の日

(2)及び(3) 令和2年4月1日